

# 豊富町水道事業経営戦略 (簡易水道)

令和 2 年度

建設課上下水道係

## 豊富町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 豊富町

事 業 名 : 豊富町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和 33 年 4 月 1 日	計画給水人口	4,370 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	3,858 人
		有収水量密度	0.04 千m <sup>3</sup> /ha

## ② 施設

水源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他			
施設数	浄水場設置数	4	管路延長	192 千m
	配水池設置数	8		
施設能力	4,210 m <sup>3</sup> /日	施設利用率	75.98 %	

## ③ 料金

料金体系の 概要・考え方	用途別基本料金と従量料金を組み合わせた料金体系を採用している。			
	料金	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金
	用途区分	基本水量	基本料金	
	家庭用	10m <sup>3</sup>	1,500円	1m <sup>3</sup> につき160円
	団体会	20m <sup>3</sup>	3,200円	1m <sup>3</sup> につき210円
	営業用	20m <sup>3</sup>	3,700円	1m <sup>3</sup> につき210円
	工業用	80m <sup>3</sup>	10,500円	1m <sup>3</sup> につき210円
	浴場用	100m <sup>3</sup>	12,000円	1m <sup>3</sup> につき160円
	酪農用	1m <sup>3</sup>	1,500円	1m <sup>3</sup> につき 70円
	その他用	1m <sup>3</sup>	370円	
	私設消火栓	1栓1ヶ月	1,500円	
	基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額に端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。			
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まな	平成 13 年 8 月 1 日			

## ④ 組織

建設課上下水道係
令和2年度現在、職員3名・会計年度任用職員1名で、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業についてそれぞれ兼務しながら従事している。職員給与費の予算措置については、簡易水道事業2名、下水道事業1名で計上している。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

①民間活用	民間委託	簡易水道施設設計装機器保守点検業務、自家用電気保安点検業務、水質検査業務、メーター検針業務、排泥業務を民間委託している。
	指定管理制度	取り組みなし
	PFI/BDO	取り組みなし
②資産活用	エネルギー利用 (水力発電等)	取り組みなし
	土地利用	取り組みなし
③統合・広域化	施設統合	平成13年度～平成24年度にかけて、営農用水、専用水道、簡易水道事業を統廃合し、現在の事業運営になっている。
	広域化	今後、北海道の示した広域化プランに基づき、周辺市町村と広域化の形態を検討したい。

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付。(令和元年度分)
------------------------------------

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

平成28年2月に策定した豊富町人口ビジョン(社人研推計含む)を基に設定する。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
給水人口予測 (人)	3,826	3,781	3,736	3,692	3,647	3,602	3,559	3,505	3,459	3,414	3,389

(2) 水需要の予測

人口減少に比例し水需要は、町内生産工場の新工場の稼働や大型民間工事による宿舍等の建設により増加傾向であるが、令和5年度に宿舍等は撤退することから、将来的には減少傾向と推測される。(平成27年度と令和元年度との比較は+5%)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量(m <sup>3</sup> )	1,031,163	1,032,194	1,033,226	1,034,259	1,003,231	983,156	973,334	963,600	953,964	944,424	934,979

(3) 料金収入の見通し

料金収入は水需要の予測に基づき算出する他、令和4年度の料金改定を想定して算出。(平成27年度と令和元年度との比較は+5.97%)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
料金収入 (千円)	134,187	134,254	147,679	147,752	146,274	144,811	143,362	141,928	140,508	139,102	137,710

(4) 施設の見通し

本町の水道普及率は100%であり、区域の拡張及び未普及地域解消など、今後、新規に施設を新設する見込みはない。

既存施設の見通し

①取水施設の現況	<p>本町地区7井、東部地区2井、北部地区3井、北部(豊徳)地区2井の取水井戸にて水源を確保している。</p> <p>本町地区については7井の内5井で取水しているが、その内2井で8割方の取水をしているため、稼働を止めることが不可能な状態であり、さく井後25年が経過しているが、メンテナンス等を行っていないため井戸内の状況は不明である。そのため、早急に新規水源(新井戸)を確保し、既存井戸のメンテナンスを行い長期に亘り使用可能な状態を保たなければならない。</p> <p>東部地区2井については、併用しての使用のため稼働を止めてのメンテナンスができない状況である。本地区についても新規水源を確保し、既存井戸のメンテナンスを行わなければならない。取水ポンプ、計装盤、室内配管等の機器については、令和4年度から12年度の事業にて更新を予定している。</p> <p>北部地区3井については、平成28年度に既存2井の取水量が減少したことから新規取水井戸をさく井、平成30年度に既存1井のメンテナンスを実施。今後、残り1井のメンテナンスを実施する。</p> <p>北部(豊徳)地区の2井については、交互運転のため、定期的にメンテナンスを実施し将来に亘り使用可能な状態を保つ。</p>
②送配水施設の現況	<p>現在の送配水施設も多くが稼働から25年以上経過し、電気計装設備や通信設備等の劣化による監視・操作の不具合が頻繁に発生することから、緊急度・優先度を考慮し更新を実施する必要がある。東部地区については令和4年度から12年度実施の事業で更新予定である。</p> <p>その他施設についても、適時更新することにより、施設の機能維持と全体の寿命を図れるよう検討する必要がある。</p> <p>※令和2年度から6年度で非常用発電設備5基更新予定。</p>
③管路の現況	<p>市街地については40年以上が経過した一部路線について、令和3年度から更新予定。</p> <p>東部地区については令和4年度から12年度の事業にて、導水管及び配水管約30kmの更新を予定。</p> <p>北部(豊徳)地区については平成30年度から令和2年度にかけ配水管約4kmを更新。</p> <p>その他管路についても緊急度・優先度を考慮し更新を検討しなければならない。</p>
④施設能力	<p>水需要の予測から、当面は現状の施設能力4,210m<sup>3</sup>/日を維持する必要があるが、今後の水需要及び施設の経年劣化等を考慮しながらダウンサイジングなど施設を効率的に稼働できるよう検討する必要がある。</p>

(5) 組織の見通し

職員数については現状を維持していく。

3. 経営の基本方針

当町の簡易水道事業は、昭和34年供用開始から区域拡張や施設統合を進め現在に至っている。普及率も100%であり、4地区をまとめて1事業として認可を受けている。

今後は、給水人口が減少し、水需要も減少する中で厳しい事業経営が予想されるが、各種事業を活用し、安定で安心な水道水の供給に向け基盤強化を図る。

なお、令和4年度4月から法適用事業とする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	更新事業については、効率的な補助事業を活用し、平成30年度から管路更新を進めると共に、令和2年度から非常用発電機の更新を進め、安定的な取送配水と施設の長寿命化を図る。
-----	---

現在計画している更新事業を記載。

平成31年度～令和2年度	豊徳地区2号幹線、3号幹線配水管更新事業 L=3,897m 増圧ポンプ施設改良 事業費:156,844千円
令和2年度～4年度	非常用自家発電機更新事業 3基 事業費:56,000千円(予定)
令和5年度～6年度	非常用自家発電機更新事業 2基 事業費:36,000千円(予定)
令和3年度～4年度	芦川地区送配水管更新事業 L=1,148m 事業費:84,600千円
令和3年度～5年度	本町地区配水管更新事業 L=1,580m 給水管接続:82箇所 事業費:91,212千円
令和4年度～12年度	道営水利施設等保全高度化事業(東部地区) 導配水管 L=30,000m 浄配水施設更新等 全体事業費:2,600,000千円(予定)
令和5年度～10年度	西豊富地区配水管更新事業 L=13,210m 全体事業費:435,000千円(予定)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水需要の減少等により将来的に料金収入も減少見込みであるが、維持管理費の削減や施設の効率化も検討、令和4年度からの法適用後に資産と経営の分析をし、将来を見越した料金改定を行い、経営収支の均衡を図る。
-----	--

建設改良事業の基幹改良事業財源は、国庫補助金を1/2、11/20及び企業債発行を行う予定により算定基準として設定した。収益的収支は過去の実績に基づき収益を算定すると共に使用料改定を考慮して設定した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収益的収支については過去の実績を基に算定し、人件費・物件費等は現状水準で推移するものとしている。修繕費については保守点検業務実施により、老朽化した機器等の状態を確認しながら修繕計画を検討し、費用の平準化と機器の延命を図ることとしている。動力費については、増加傾向であるが、今後の配水管更新事業の実施や漏水調査業務の実施により、有収率の向上し今後は減少するものと見込んでいる。今後、事業実施に伴い企業債の借入が増加することから、償還元金及び利息の支払いも増加で見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点で導入の予定はない。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に統合事業は完了している。地理的状況、取水量の問題から、各地区施設の統合は難しい。人口減少に伴い、配水管の大規模更新時には口径減少などのダウンサイジングを検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	既に統合事業は完了しているが、更新時には更に検討する。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	緊急度・重要度を考慮し投資費用を平準化する。
広 域 化	維持管理費等の削減が期待できることから、北海道の示した広域化案に基づき検討する。
そ の 他 の 取 組	—

② 財源について検討状況等

料 金	令和4年度の法適化に合わせ、資産と経営の見直しを行い料金改定を進める。その後も適宜検討を行い適正な使用
企 業 債	更新事業については今後も企業債を借り入れる。
繰 入 金	基準外繰入金に頼らない経営実現に向け、適宜使用料改定の検討を進める。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	活用できる資産なし。
そ の 他 の 取 組	—

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	業務内容の見直し及び複数年契約等の検討を行い経費の削減に努める。
修 繕 費	保守点検等の結果を踏まえ、緊急度・優先度を考慮し実施する。
動 力 費	適切な維持管理に努め、有収率の向上を図り、費用を抑制する。
職 員 給 与 費	今後も現在の体制を維持する。
そ の 他 の 取 組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本戦略については毎年度進捗管理を行い、定期的に見直しを図る。なお、地方公営企業法の適用後に、法適化を踏まえた内容に見直しを図るもとする。
---------------------	--